

第 27 回 KIX 泉州国際マラソン PR チラシ制作業務委託にかかる公募型 プロポーザル実施要領

1. 概要

「第 27 回 KIX 泉州国際マラソン PR チラシ制作業務」に関し、契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 第 27 回 KIX 泉州国際マラソン PR チラシ制作業務

(2) 業務内容

第 27 回 KIX 泉州国際マラソンを PR するためのチラシのデザインを制作し、印刷すること。詳細については、仕様書を参照。

(3) 業務期間 契約日～令和元年 6 月 30 日まで

3. 予算額

委託料の上限は 100,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

| 日程 | 内容 |
|------------------|---------------------|
| 令和元年 5 月 10 日（金） | 公募開始（募集要項・仕様書の配布開始） |
| 5 月 22 日（水） | 企画提案書の提出 |
| 5 月 24 日（金） | 選定結果の通知 |

5. 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件

(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

(5) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

6. 提出書類

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領や仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

| | 提出書類 | 部数 | 注意事項 |
|---|------------------------------|----|-------------------------------|
| ア | 参加表明書 | 1部 | |
| イ | 提案書(デザイン案、デザインの意図などを示した文書など) | 7部 | 社名を記載してはならない。 |
| ウ | 見積書 | 1部 | 合計金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。 |

(2) 提出の日時・方法

①提出日 令和元年5月22日(水)午後5時まで

②提出方法 次のいずれかの方法で提出すること。

(ア) 郵送(書留郵便)

(イ) 電子メール

※提出期限までに当ビューローに到達していない場合、提出がなかったものとする。
メールシステムの不具合や郵便事故等いかなる理由による場合でも対応しない。
なお、電子メールによる提出の場合は、当ビューローから到着確認のメールを返信する。

③提出・問い合わせ先

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー 担当：石川、西川

〒596-0054 大阪府岸和田市宮本町27-1 泉州ビル8階

TEL：072-436-3440、FAX：072-423-4741、MAIL kix-senshu@kstb.jp

7. 評価方法等

(1) 主な評価基準

①マラソンの魅力が伝わるものになっているか。

②本チラシ制作の目的に応じたものになっているか。

③KIX 泉州国際マラソン大会の独自性を理解し、それを反映させたものになっている

か。

(2) 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ① (2) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- ③ 前記①、②の記載に関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 参考見積書の金額が「3. 予算額」の上限を超える場合
- ③ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メールにて通知する。電子メールによる通知は、令和元年5月24日（金）午後5時までに行う予定。

9. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と当ビューローとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

11. その他

- (1) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
- (2) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 本件実施後、契約締結前に候補者による法令違反等が発覚した場合は契約しない。